

## 令和元第4回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和元年7月30日（火） 午後1時30分
閉会日時	令和元年7月30日（火） 午後2時40分
場 所	湯沢市役所本庁舎 3階 33・34会議室
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 芳賀 誠 教育委員 議席番号3 阿部 和榮 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育部長 佐藤 司 教育総務課長 菅野恵美子 学校教育課長 佐藤 芳一 生涯学習課長 藤山 英信 教育総務課総務班長（書記） 木村 了
傍聴人	なし

### 【会議に提出された議案】

- 議案第10号 湯沢市スキー場条例の一部改正の申出について  
議案第11号 令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について

### 【教育長の報告】

- ・ 全県少年野球大会では、雄勝中学校が惜しくも準決勝で敗退したが、地域が丸となって応援する姿が大変素晴らしかった。
- ・ 日独協会の総会が8月2日に予定されている。今年で15回目となる中学生派遣事業には、湯沢南中学校3名、稲川中学校6名、雄勝中学校3名、皆瀬中学校1名、横手清陵学院中学校1名の計14名の参加がある。市長が団長となり9月27日から10月4日までの日程でジークブルク市を訪問する予定である。
- ・ 7月26日に初任者研修会を開催し6名が参加した。ジオサイトを巡る研修を行い、本市の魅力を再確認した。
- ・ お忙しい中、教科書採択に関する会議に出席いただき、お礼申し上げます。

### 【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び2番の委員を指名した。

## 令和元第4回 湯沢市教育委員会議事録

### 【議 事】

#### ○議案第10号 湯沢市スキー場条例の一部改正の申出について

(教育長が事務局に説明を求め、生涯学習課長が資料に基づき説明)

#### <質疑等>

- 委員 大幅な値下げが生きるよう、しっかりPRをしてほしい。
- 委員 周知媒体は何を予定しているか。
- 生涯学習課長 市ホームページ、広報ゆざわへの掲載に加え、近隣市町村や学校等に周知していきたい。
- 委員 シニアは何歳からか。
- 生涯学習課長 60歳以上としている。
- 委員 後ほどでいいが、利用者数の推移がわかる資料を提供願う。
- 生涯学習課長 提供する。
- 委員 ジュネス栗駒スキー場との共通シーズン券とする考えはないか。
- 生涯学習課長 そうした要望もあり、東成瀬村との話合いをしているが、スキー場の規模の違いもあり実現には至っていない。ただし、スポーツ少年団に対する減額の対応は行っている。

#### ○議案第11号 令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について

教育長 議案第11号については、非公開としたいがよろしいか。

※ 委員全員の賛成により、教育長と委員以外は退出し、非公開による審議・採決が行われた。

#### 議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第10号	湯沢市スキー場条例の一部改正の申出について	可 決
議案第11号	令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について	可 決

# 令和元年 第4回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和元年7月30日(火) 午後1時30分  
場 所 市役所本庁舎3階 会議室33・34

## 会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 議 事

議案第10号 湯沢市スキー場条例の一部改正の申出について

議案第11号 令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について

4. 報 告

5. そ の 他

6. 閉 会

令和元年 第4回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第10号 湯沢市スキー場条例の一部改正の申出について

議案第11号 令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について

議事録署名委員

1番 \_\_\_\_\_ 委 員

2番 \_\_\_\_\_ 委 員

議案第10号

湯沢市スキー場条例の一部改正の申出について

湯沢市スキー場条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和元年 7 月 30 日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

スキー人口の拡大と、稲川スキー場利用者の増加を図るため使用料を改定し、負担を軽減するものです。

## 湯沢市スキー場条例の一部改正について

### 1 改正理由

スキー人口の拡大と稲川スキー場利用者の増加を図るため、近隣同規模のスキー場と使用料を比較して差異が大きい区分の使用料を改定し、負担を軽減するものです。

### 2 改正内容

シーズン券及びナイターシーズン券の料金を引き下げるものです。

利用券別	対象	現行	改正案	比較
シーズン券	一般	20,370円	10,000円	△10,370円
	小中学生、高校生及びシニア	10,180円	5,000円	△5,180円
ナイターシーズン券	一般	13,240円	6,500円	△6,740円
	小中学生、高校生及びシニア	7,130円	3,500円	△3,630円

### 3 施行期日

令和元年11月1日から施行する。

湯沢市スキー場条例の一部を改正する条例

令和元年 月 日

条例第 号

湯沢市スキー場条例(平成17年湯沢市条例第101号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	シーズン券	一般	20,370円	を
		小中学生、高校生及びシニア	10,180円	
	ナイターシーズン券	一般	13,240円	
		小中学生、高校生及びシニア	7,130円	

」

「

シーズン券	一般	10,000円	に改める。
	小中学生、高校生及びシニア	5,000円	
ナイターシーズン券	一般	6,500円	
	小中学生、高校生及びシニア	3,500円	

」

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

## シーズン券改定に係る資料

### 平成29年度

区分	12月		1月		2月		3月		合計	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
シーズン券(一般)	5	100,000	5	100,000					10	200,000
シーズン券(小中高シニア)	7	70,000	8	80,000					15	150,000
合計	12	170,000	13	180,000	0	0	0	0	25	350,000
ナイターシーズン券(一般)	3	39,000	3	39,000					6	78,000
ナイターシーズン券(小中高シニア)			11	77,000					11	77,000
合計	3	39,000	14	116,000	0	0	0	0	17	155,000

### 平成30年度

区分	12月		1月		2月		3月		合計	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
シーズン券(一般)	9	180,000	3	60,000					12	240,000
シーズン券(小中高シニア)	11	110,000	5	50,000					16	160,000
合計	20	290,000	8	110,000	0	0	0	0	28	400,000
ナイターシーズン券(一般)	5	65,000	6	78,000					11	143,000
ナイターシーズン券(小中高シニア)	1	7,000	3	21,000	1	7,000			5	35,000
合計	6	72,000	9	99,000	1	7,000	0	0	16	178,000

### 条例改正した場合(平成30年度売上枚数で試算)

区分	12月		1月		2月		3月		合計		改正に伴う 減収分
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
シーズン券(一般)	9	90,000	3	30,000					12	120,000	
シーズン券(小中高シニア)	11	55,000	5	25,000					16	80,000	
合計	20	145,000	8	55,000	0	0	0	0	28	200,000	△200,000
ナイターシーズン券(一般)	5	32,500	6	39,000					11	71,500	
ナイターシーズン券(小中高シニア)	1	3,500	3	10,500	1	3,500			5	17,500	
合計	6	36,000	9	49,500	1	3,500	0	0	16	89,000	△89,000
											△289,000

### 近隣スキー場のシーズン券

スキー場名	天下森	矢島	協和	ジュネス栗駒	田沢湖
大人	8,000円	17,500円	18,000円	35,000円	40,000円
小人	5,000円	3,100円	13,000円	25,000円	6,000円



議案第11号

令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について

上記の案を別紙のとおり提出する。

令和元年7月30日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田隆彦



## 第4回 教育委員会 報告事項

### 学校教育課

- ・湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について (資料1)

### 生涯学習課

- ・湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について (資料2)
- ・第37回湯沢七夕健康マラソン参加申込者数について (資料3)



報 告

湯沢市教育長に対する事務委任規則に基づく事務の管理及び執行について

湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第5号）に基づく事務の管理及び執行の状況について、第1条第2項の規定に基づき下記のとおり報告する。

令和元年7月30日 報告

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

記

1 事 項

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について

2 専決年月日

令和元年6月28日

3 内 容

援助対象費目及び様式の一部について改正を行うもの（別紙のとおり）

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示

令和元年6月28日

教育委員会告示第11号

湯沢市児童生徒就学援助要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

「  
別表第2中 

修学旅行費、医療費及び卒業アルバム代
--------------------

 を

「  

修学旅行費及び医療費
------------

 に改める。  
」

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

(表)

年度 就学援助申請書(新規・継続)

年 月 日

湯沢市教育委員会 様

申請者 住所  
(保護者) 氏名  
電話



年度の就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ		学校名	
児童生徒氏名		学年	

1 世帯の状況について

※同一生計の家族全員を記入してください。

※世帯分離の有無にかかわらず、同居の家族全員を記入してください。

※単身赴任等で別居の保護者も記入してください。

氏名	続柄	生年月日	勤務先(職業) 学校(学年)	月収	世帯の別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別

2 住居の形態について 持家・借家・借間・社宅・アパート(家賃 円/月)

3 児童扶養手当の受給状況について 受給している・受給していない

4 申請理由(世帯の生活状況や経済状況等を詳しく具体的に記入してください。)

(うら面も記入してください。)

(裏)

承 諾 書

湯沢市教育委員会が、本申請にかかる認定審査のため、世帯状況、市民税課税状況及び児童扶養手当の受給状況を公簿等により確認することを承諾します。

(署名・押印)

申請者氏名

(保護者)

印

湯沢市教育委員会が、本申請にかかる認定審査のため、市民税課税状況を公簿等により確認することを承諾します。

※児童生徒と同一生計の家族全員（乳幼児及び児童生徒（中学3年生以下）を除く）が署名押印してください。

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)



様式第3号中 「 学 年 組 」 を 「 学 年 」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第2（第3条関係）

対象者		対象費目
要保護者	市内に住所を有し、かつ、本市が設置する小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者	修学旅行費、医療費及び卒業アルバム代
準要保護者	就学予定者の保護者	新入学児童生徒学用品費
	市内に住所を有し、かつ、本市が設置する小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者	学用品費・通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費、医療費、学校給食費及び卒業アルバム代
	市内に住所を有し、令第9条の承諾を得て本市以外の地方公共団体が設置する小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者	学用品費・通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費及び卒業アルバム代
	他の地方公共団体に住所を有し、教育委員会から令第9条の承諾を得て本市が設置する小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者	学校給食費及び医療費

様式第3号(第10条関係)

年度 就学援助変更届出書

年 月 日

湯沢市教育委員会 様

申請者 住所  
(保護者) 氏名  
電話



年 月 日付けで認定を受けた就学援助申請の内容に変更がありますので、  
次のとおり届出します。

フリガナ		学 校 名	
児童生徒氏名		学 年 組	

変更日 年 月 日

変更内容 (変更のあった世帯の生活状況や経済状況等を詳しく記入してください。)



報 告

湯沢市教育長に対する事務委任規則に基づく事務の管理及び執行について

湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第5号）に基づく事務の管理及び執行の状況について、第1条第2項の規定に基づき下記のとおり報告する。

令和元年7月30日 報告

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

記

1 事 項

湯沢市図書館管理運営規則の一部改正について

2 専決年月日

令和元年6月28日

3 内 容

図書館の利用者登録を適正に管理するため、抹消の取扱いを規定するもの  
(別紙のとおり)

湯沢市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

令和元年6月28日

教育委員会規則第6号

湯沢市立図書館管理運営規則（平成22年湯沢市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「変更」の次に「、抹消」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 館長は、利用者が次条に規定する貸出しの手続を5年間行わなかったときは、当該利用者の利用登録を抹消するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湯沢市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(登録内容の変更_____等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録内容の変更、<u>抹消</u>等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 館長は、利用者が次条に規定する貸出しの手続を5年間行わなかったときは、当該利用者の利用登録を抹消するものとする。</u></p>

○湯沢市立図書館管理運営規則

平成22年12月10日

教育委員会規則第12号

(登録内容の変更、抹消等)

第6条 前条第3項の貸出券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、貸出券申込書(前条第1項又は第2項の申込書をいう。)に記載された内容に変更が生じたとき、又は貸出券を紛失し、若しくは汚損したときは、遅滞なく館長に届け出なければならない。

2 利用者は、貸出券を譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

3 館長は、利用者が次条に規定する貸出しの手続を5年間行わなかったときは、当該利用者の利用登録を抹消するものとする。



## 第37回湯沢七夕健康マラソン大会 参加者年齢調べ

	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中学生	29歳 以下	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳 ～ 79歳	80歳 ～	合計
1 km 男子	15	22	43												80
1 km 女子	17	16	29												62
1.5km 男子				37	33	46									116
1.5km 女子				25	27	28	25								105
3 km 男子							27								27
5 km 男子								17	26	30	33	51	25	9	191
5 km 女子								7	6	12	13	5	1		44
10km 男子								26	55	74	58	87	18	2	320
10km 女子								4	12	13	6	4	2		41
合計	32	38	72	62	60	74	52	54	99	129	110	147	46	11	986

## 第37回 湯沢七夕健康マラソン大会 地域別参加者調べ

		湯沢市内	秋田県内 (湯沢市外)	秋田県外	合計
1km	小学生男子 (1年～3年)	45	24	11	80
	小学生女子 (1年～3年)	32	14	16	62
1.5km	小学生男子 (4年～6年)	88	16	12	116
	小学生女子 (4年～6年)	37	24	19	80
	中学生女子	19	2	4	25
3km	中学生男子	17	5	5	27
5km	一般男子	31	90	70	191
	一般女子	7	22	15	44
10km	一般男子	56	117	147	320
	一般女子	5	11	25	41
合計		337	325	324	986